

# 介護保険サービスのご案内と重要事項説明書

## 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

【2025年3月1日現在】

- ◆法人の概要 医療法人尚寿会 理事長 寶積 英彦
- ◆事業の概要 介護老人保健施設 愛 管理者 川野 豊 (医師)  
事業所番号：1152780035  
〒350-1317 埼玉県狭山市水野 596 番地  
Tel 04-2957-0666 Fax 04-2957-0733
- ◆サービス提供日・時間
- ・定員数：40名
  - ・利用日：月曜日～金曜日（祝日を含む）
  - ・利用時間：100分短時間コース → 9:00～10:40 又は 13:50～15:30  
昼食付コース → 10:40～13:50
  - ・定休日：土曜日・日曜日・12月31日～1月3日
  - ・実施地域：狭山市、所沢市、入間市（左記以外でご希望の方はご相談下さい）

### ◆通所リハビリ職員体制

職員	人数	職務内容
管理者（医師）	常勤 1名	利用者の健康管理を行う。
医師	非常勤 1名	
看護職員	非常勤 2名	健康管理や療養上適切な看護を行う。
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	常勤 2名 非常勤 1名 常勤 1名 常勤 1名	利用者の心身の状況、環境等を踏まえて、医師の指示のもと、日常生活に必要な生活機能の改善又は維持のためのリハビリテーションを行う。
介護職員	常勤 10名	心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資する適切な介護並びに健康保持の為の相談助言を行う。
支援相談員	常勤 1名	利用者とその家族への生活支援や相談援助を行う。
管理栄養士	常勤 1名	利用者の栄養管理・栄養ケアマネジメントを行う。

## ◆サービスの内容

- 1 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が多職種協働により、利用者の病状、心身の状況、希望、生活環境の的確な把握に努めます。
- 2 利用者の病状、心身の状況に応じて適切な医学的管理、看護、介護を行います。
- 3 計画作成にあたっては、「居宅サービス計画」または「介護予防サービス計画」に沿って具体的な通所リハビリテーション計画を作成します。
- 4 サービス担当者会議、リハビリ会議の参加にて居宅介護支援事業者、もしくは地域包括支援センターと連携を図ります。
- 5 管理栄養士による献立により、栄養と利用者の身体状況に合わせた食事を提供します。
- 6 利用者とその家族から介護サービスに関わる諸々の相談に応じます。
- 7 ご自宅から施設までの送迎を行います。

## ◆容体変化の対応

- 1 サービス提供中に容体変化があった場合、必要に応じて当施設の医師が診察いたします。
- 2 その日の利用が困難と判断した場合は、ご家族等にご連絡いたします。
- 3 ご家族等が、日中、連絡の取れる「連絡先」を事前にお知らせ下さい。
- 4 このような事態の場合、帰りの送迎バスの利用は出来ませんので、ご家族等にお越しいただき対応願います。
- 5 また、ご家族等にお越し頂くことが困難な場合は、上記の対応をお願いできる方の「連絡先」をお知らせください。
- 6 状況について居宅介護支援事業所等へ連絡します。

## ◆緊急時・事故発生時の対応

- 1 サービス提供中に事故及び緊急を要する程の状態変化が発生した場合は、医療機関への搬送等の措置を講じます。
- 2 速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業所等へ連絡を行います。
- 3 送迎中の場合は、事業所が作成している「事故対応マニュアル」に沿って迅速な対応を行います。

※当施設では、下記保険会社と契約を結んでいます。

自動車保険：東京海上日動火災保険

介護保険・社会福祉事業者総合保険：あいおいニッセイ同和損保

## ◆災害時の対応

大雪、台風、地震等の災害が発生し、やむを得ず営業を中止する場合は、下記の通りご連絡いたします。

- 事態の予測が可能な場合は、前日の 17 時までにご連絡いたします。  
(午後コースの方は、当日の判断とさせて頂く場合があります。)
- 利用当日の場合は、朝 7 時以降に判定しご連絡いたします。
- 利用中に大地震などが発生した場合、送迎バスが出せない可能性があります。  
お迎えのご協力、ご理解を宜しくお願い致します。

#### ◆サービス利用に当たっての留意点

- 1 施設内は全面禁煙となります。マッチ、ライター等の持ち込みも禁止です。
- 2 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反した利用による破損等の際、利用者に弁償して頂く場合があります。
- 3 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 4 宗教活動及び政治活動はご遠慮ください
- 5 他利用者および職員への暴言・暴力・ハラスメント行為等はおやめください。
- 6 食品や施設利用に必要なでない私物の持参による他の方への譲渡、授受行為はお控えください。
- 7 病状の変化や利用者の都合などで1カ月以上サービスの利用ができない状態が明らかな場合、ご利用日の枠から一旦外させていただきます。

#### ◆秘密の保持

- 1 従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった場合にも、その秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とします。
- 2 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な扱いの為のガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

#### ◆利用料金等について

##### 1 利用料

- ・通所リハビリテーション（通常規模型通所リハビリテーション費Ⅰ）
- ・介護予防通所リハビリテーション

介護保険サービスにおいて利用者負担は、基本料金の1割、2割、3割です。

**別紙をご参照ください。**

##### 2 介護保険外負担金

**別紙をご参照ください。**

##### 3 キャンセル料

キャンセルが必要となった場合は、必ず下記電話番号へご連絡をお願いいたします。  
ご利用日前日の16時30分までにご連絡が無かった場合、キャンセル料および  
昼食代（昼食付コースの方）を請求させていただきます。

**介護老人保健施設 愛 TEL04-2957-0666**

**平日・祝日 7:30～16:30**

##### 4 お支払いについて

1ヶ月分まとめてのご請求をさせて頂き、翌月の28日（休日の場合は翌平日）に指定の口座から自動引き落としとなります。引き落としに関わる手数料は一切かかりません。

◆サービスに関する苦情、相談等窓口

医療法人尚寿会では、当通所リハビリテーションのサービスに関するご不明な点や疑問、苦情に対し、または介護保険サービスに関するご相談については、窓口を用意して迅速に対応致します。

事業所窓口	・ 介護老人保健施設 愛 通所リハビリテーション 内 TEL 04-2957-0666 ご利用時間：月～金 9:00～16:30
市町村窓口	・ 狭山市役所 健康推進部 介護保険課 TEL 04-2953-1111 (代表) ・ 所沢市役所 福祉部 介護保険課 TEL 04-2998-1111 (代表) ・ 入間市役所 健康推進部 介護保険課 TEL 04-2964-1111 (代表)
公益団体窓口	埼玉国民健康保険団体連合会 TEL 048-824-2568 (苦情相談専用)

医療法人尚寿会介護保険サービス事業所

- ・ 医療法人尚寿会 狭山尚寿会病院 TEL 04-2957-1141  
通所リハビリテーション 訪問リハビリテーション
- ・ 在宅支援センター21 彩 TEL 04-2956-1515  
居宅介護支援、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売  
介護予防特定福祉用具販売
- ・ 在宅サポート 21 狭山訪問看護ステーション TEL 04-2957-1212  
訪問看護、介護予防訪問看護、訪問介護、定期巡回随時対応型訪問介護看護
- ・ メディカルデイ つむぎ TEL 04-2902-6811  
地域密着型通所介護、相当サービス独自、通所型サービスA
- ・ 介護老人保健施設 愛 TEL 04-2957-0666  
介護老人保健施設、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護  
通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション  
訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

指定通所リハビリテーションの提供開始にあたり、利用者に対して、重要事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県狭山市大字水野594番地  
法人名 医療法人尚寿会  
代表者名 寶積 英彦

説明者

事業所名 介護老人保健施設 愛  
通所リハビリテーション  
氏 名

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの利用開始について同意しました。

利用者 住所

氏名

ご家族又は代理人 住所

氏名

緊急時連絡先（※ご利用時間帯に連絡がとれる方の連絡先をご記入ください）

- |         |       |   |
|---------|-------|---|
| ① 氏名    | Tel : |   |
| (会社名等 : | Tel : | ) |
| ② 氏名    | Tel : |   |
| (会社名等 : | Tel : | ) |

この重要事項説明書は、説明と同意の確認のために2通作成し、利用者と事業者が各々署名し1通ずつ保有します。

平成27年4月1日 作成

平成28年3月15日改訂

平成30年1月1日 改訂

令和2年11月1日 改訂

令和3年1月1日 改訂

令和4年4月1日 改訂

令和5年6月1日 改訂

令和6年6月1日 改訂

令和6年6月1日 改訂

令和7年3月1日 改訂